

お湯と一緒に赤ん坊を流すな

— 農業基本法の大切な精神 —

札幌大学 教授 岩崎 徹

一、

農業基本法（以下基本法）が制定されてから三十年経った。基本法が制定されてからの農政を基本法農政と呼ぶならば、現在も基本法農政は続いているということになる。とはいえ、基本法やその理念が意識され議論されたのはせいぜい最初の十〜二十年であり、基本法は今や死語になっているとい

ってよい。

とところで農林水産省は、昨年五月基本法三十年を区切りとして「新しい食料・農業・農村政策検討」のための本部を設置し、この四月には「新しい農政」の基本方向が示されることになっている。その「見直し」の概要は①多様な担い手の育成、②土地利用型農作物等の新たな生産体制の確立、③新しい地域政策の展開、④環境保全に資する農業の確立、⑤食品産業政策、流通・消費者対策の新たな展開、⑥その他（価格・所得政策、対外政策、農業団体、行政組織等）、の六つの分野となって

いる。農基法の「見直し」の上にある。「新しい農政」が生まれようとしているのである。では基本法とは一体何であったのか、さらに「新しい農政」は何を目ざしているのだろうか。

二、

基本法の前文を思い起こそう。「農業及び農業従事者の使命」は「民主的で文化的な国家の建設に」とつてきわめて重要な意義を「持つものであるにもかかわらず、近

時「他産業との間に……格差が拡大しつつある。……このような事態に対処して、農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、農業従事者の自由な意志と創意工夫を尊重しつつ、農業の近代化と合理化を図って、農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにすることは……われら国民の責務に属するものである。」

今読んでみても、格調高い宣言である。否、今読んでみてこそ格調高いと言っべきか。「農業の不

利を補正し、他産業との格差を克服し、農業従事者が健康で文化的な生活を営む」ことに誰しも異論をさし挟む者はいまい。問題は所得均衡を実現する方法とその実際にあった。基本法は農業構造を改善し、「自立経営農家」を育成し農業経営を企業として確立することによって所得均衡を実現しようとした。ここに基本法論議の中で、「自立経営農家」の概念、規模、「自立経営」以外の農家を含む農業構造のあり方、等々をめぐって激しく論議がたたかわされたところである。

基本法の総括は難しい。何故ならば基本法は、さまざまな勢力の要求を契機とし、それらの力の対抗と妥協の産物として成立したものであるからである。また、基本法は宣言立法としての性格が強い。ため抽象的であり、ひとによりその性格づけや評価が様々でありうるからである。

しかもその後の経過は、急激な「高度成長」や地価高騰、兼業化の急進といった基本法制定者の「読み違い」もあり、基本法制定

時の枠組みは大幅に狂ってしまった。基本法の目玉である「自立経営」や中核農家は（北海道を除き）育成されず、したがって基本法は失敗したというのが最大公約数的評価であろうか。私も基本法農政の枠組みの中に「過剰と不足」の奇形的農業構造を形作る危険性があったし、あまりにも生産力志向のため政策が画一主義的であるとの批判を行ってはきた。基本法の功罪は相半ばするといったところか。

しかしながら、基本法は農工間の所得均衡をはかること、農業所得で他産業との均衡をはかることが目標とされたこと、そのため基本的に国内農業生産の自給が暗黙の前提とされたという積極面を持っていたし、そのための農業保護が政策の基礎となったと思われる。

三、

基本法は今や死語となりつつあると冒頭に述べた。今や基本法の全否定ともいふべき議論がまかり

通っているのである。「基本法は遠くなりにけり」である。一九八〇年代、とりわけ後半になると、農政は「農政としての独自性」の体をなさず、国内農業は全面撤収ともいふべき事態を迎える。「自立経営」に限らず担い手はいなくなり、農地の潰廃は進み、自給率の低下は止まることを知らない。基本法が前提とした枠組みは崩れてしまったのである。

さて、このような事態を前にして、今後の農政はどこに行くのであろうか。「新しい農政」は、大きな「見直し」や「目標」を持って欲しいものである。何事においても「見直し」や「目標」のないことほどつらいことはない。ひとは壁が大きく困難はあっても、目標が明確であればそれを克服することができる。今農業者にとって最大の問題は、今後の農業の見通しが全くたたず、農業経営の目標が打ち立てられないことであろう。どこまで農産物の開放が進むのか、国内農業がどのような水準に維持されるのか、その論理は何か。そのことを「新農政」は是非明らか

にして欲しいものである。

激動の「農基法三十年」であるから、農業を取り巻く社会環境は変わり、基本法の時代遅れの部分の「見直し」は必要とならう。「多様な担い手の育成や、農地の所有と管理の方式の確立、食品産業政策や新たな加工、流通システムの確立は必要たらう。ことに環境保全型農業の確立は絶対必要たらう。だが、基本法を掲げた精神、即ち「農業の不利を補正し、他産業との格差を克服し、農業従事者が健康で文化的な生活を営む」ことが忘れられ、基本法の前提とした農業保護を後退させたままの「見直し」であれば真の「見直し」とはいえまい。

この三十年間の垢を落すのはよい。しかしお湯と一緒に赤ん坊を流すことのないようお願いしたいものである。

